茶	アブラムシ、ガの幼虫、ミナミツマジロヒメハマキ、コナカイガラムシ、カイガラムシ、ミドリヒメヨコバイ、チャエダシャク、ティーモスキートバグ、アザミウマ
たばこ	アブラムシ、タバコガ
トマト	アブラムシ、コナガ、ヨコバイ、ハモグリバエ、ナスノメイガ、コナジラミ
小麦	アブラムシ、イネヨトウ、シロアリ

○財務省告示第三百九十一号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十五年十二月財務省告示第四百四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十五日　財務大臣　麻生　太郎

百十を削り、百十一を百十とし、百十二から百三十二までを一ずつ繰り上げ、百三十一の次に次のように加える。

百三十二　アルメニア通貨　一〇〇ドラムにつき本邦通貨二三円

百三十三　ナミビア通貨　一〇〇ナミビア・ドルにつき本邦通貨八八二円

○文部科学省告示第百九十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十六条第三号及び第百六十二条、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項において準用する同条第一項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条の規定において準用する場合を含む。）並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）第一条の規定に基づき、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として、次に掲げるものを、平成二十六年十二月十五日付けで指定したので、同規程第四条の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月二十五日　文部科学大臣　下村　博文

名称	位置	課程の名称
アライアント国際大学・カリフォルニア臨床心理大学院日本校	東京都千代田区神田須田町一丁目二番三号	臨床心理学研究科

○厚生労働省告示第四百八十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
羽衣国際大学人間生活学部食物栄養学科食品衛生課程 大阪府堺市西区浜寺南町一丁目八十九番地一号	平成二十六年九月一日
園田学園女子大学人間健康学部食物栄養学科食品衛生課程 兵庫県尼崎市南塚口町七丁目二十九番地一号	平成二十六年九月二十六日

○厚生労働省告示第四百八十四号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
くらしき作陽大学食文化学部食産業学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程 岡山県倉敷市玉島長尾三千五百十五番地	平成二十六年三月三十一日
弘前大学農学生命科学部応用生命工学科食品衛生管理者等任用資格コース 青森県弘前市文京町三番地	平成二十六年十月三十一日

○厚生労働省告示第四百八十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である徳島大学医学部栄養科学科、東京農業大学応用生物科学部栄養科学科管理栄養士専攻、西九州大学健康福祉学部健康栄養学科及び帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学科食品衛生専門課程について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
徳島大学医学部医科栄養学科	徳島大学医学部栄養学科	平成二十六年四月一日
東京農業大学応用生物科学部栄養科学科	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科管理栄養士専攻	
西九州大学健康栄養学部健康栄養学科	西九州大学健康福祉学部健康栄養学科	
帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学科管理栄養士課程食品衛生専門コース	帝塚山学院大学人間科学部食物栄養学科食品衛生専門課程	

○厚生労働省告示第四百八十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号に規定する講習会として、平成二十六年十月十六日、次の表上欄に掲げる者が下欄に掲げる期間に実施する講習会を登録したので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	実施期間
公益社団法人全国食肉学校 群馬県佐波郡玉村町大字樋越千七百九十四	平成二十七年二月九日から平成二十七年三月十四日まで